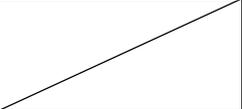


保安規定変更認可申請と使用変更許可の対比表（北地区・使用施設）

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>【第1編 総則】 第1章 通則 第1条～第2条（変更なし）</p>		
<p>（定義） 第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 《途中省略》 (27) 「キャプセル」とは、キャプセル照射装置の照射試料を組み込んだ容器をいう。 (28) 「OSF-1キャプセル」とは、インパイルループOSF-1照射装置（以下「OSF-1照射装置」という。）の炉内管に挿入して照射するヘリウム-3出力制御型沸騰水キャプセル照射装置（以下「BOCA照射装置」という。）の照射試料を組み込んだ容器をいう。 (29) 「ラビット」とは、水カラビット照射装置の炉内管に挿入して照射する試料を組み込んだ容器をいう。 (30) 「キャプセル等」とは、キャプセル、OSF-1キャプセル及びラビットをいう。</p>	<p>該当なし</p>	<p>使用変更許可では定義について記載がないため該当しない。</p>
<p>第4条～第4条の2（変更なし） 第2章 管理体制 第1節 組織及び職務 第5条（変更なし）</p>		
<p>（職務） 第5条の2 使用施設等の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 《途中省略》 (26) 計画管理課長は、材料試験炉部長が行う統括に関する業務の補佐及びJMTRキャプセル等審査委員会の庶務に関する業務を行う。</p>	<p>該当なし</p>	<p>使用変更許可では各課室の職務について記載がないため該当しない。</p>

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>(27) 技術課長は、J M T Rに係る核燃料物質及びキャプセル等の所在管理に関する業務、キャプセル等の設計、製作に関する業務、核燃料管理者として照射設備により照射する未照射していない核燃料物質（J M T Rの中性子束測定用の核分裂計数管を除く。）の管理及び使用済核燃料物質の貯蔵に係る照射していない核燃料物質として取り扱っても被ばく管理上問題のない照射した核燃料物質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 原子炉課長は、施設管理者としてJ M T R本体施設（照射課長が所掌する設備等照射準備室を除く。）の使用及び保守に関する業務並びに特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。また、核燃料管理者としてJ M T Rの中性子束測定用の核燃料物質核分裂計数管の管理に関する業務及びキャプセル等の検査に関する業務を行う。</p> <p>(29) 照射課長は、キャプセル等の照射及び保管に関する業務、施設管理者としてJ M T R本体施設のうち照射設備の運転及び保守並びに照射準備室の使用に関する業務、核燃料管理者として照射設備により照射した照射済核燃料物質（J M T Rの中性子束測定用の核分裂計数管を除く。）の管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) ホットラボ課長は、施設管理者としてホットラボ本体施設の使用及び保守並びに特定施設の運転及び保守に関する業務、核燃料管理者としてホットラボに係る核燃料物質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(31) 廃止措置準備室長は、J M T R及びホットラボの廃止の計画に係る業務を行う。</p> <p>《以下省略》</p>		
<p>第2節 核燃料取扱主務者 第6条（変更なし）</p>		
<p>（核燃料取扱主務者の職務） 第6条の2 核燃料取扱主務者は、使用施設等に関する保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用施設等に関し保安上必要な場合には、所長に対して意見を具申する。</p> <p>(2) 使用施設等に関し保安上必要な場合には、助言、勧告又は指示をする。</p>	<p>該当なし</p>	<p>使用変更許可では核燃料取扱主務者の職務について記載がないため該当しない。</p>

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>(3) 法及び法に係る規則類（以下「法令」という。）に基づく定期報告を確認する。</p> <p>(4) 第35条の保安に関する業務報告を確認する。</p> <p>(5) 第34条第2項に該当する原因調査に参画し報告書を確認する。</p> <p>(6) 保安教育基本計画を確認する。</p> <p>(7) 使用施設等安全審査委員会及びJMTTRキャプセル等審査委員会に原則として出席する。</p> <p>(8) 所長が定める使用施設等に関する保安上必要な規則等の制定、改定及び廃止に参画する。</p>		
<p>第6条の3（変更なし）</p> <p>第3節 委員会</p> <p>第7条～第7条の2（変更なし）</p>		
<p>（使用施設等安全審査委員会の審議事項）</p> <p>第8条 使用施設等安全審査委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 本規定の改定及び廃止に関する事項</p> <p>(2) 使用施設等の運転及び保守に関する保安上重要な事項</p> <p>(3) 核燃料物質等の取扱いに関する保安上重要な事項</p> <p>(4) 放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する保安上重要な事項</p> <p>(5) 使用施設等の設置及び変更の許可に関する事項</p> <p>(6) JMTTRキャプセル等設計基準及びJMTTRキャプセル等検査基準の改定及び廃止に関する事項</p> <p>(67) その他、所長が諮問する事項</p> <p>2 使用施設等安全審査委員会は、前項各号に掲げる事項について、所長に答申する。</p> <p>3 所長は、前項の答申を尊重する。</p>	<p>該当なし</p>	<p>使用変更許可では使用施設等安全審査委員会の審議事項について記載がないため該当しない。</p>
<p>第9条～第10条（変更なし）</p>		

保安規定変更申請	使用変更許可	説明																
<p>—(JMTRキャプセル等審査委員会の設置及び構成)—</p> <p>第11条 所長は、大洗研究所にJMTRキャプセル等審査委員会を設置する。</p> <p>2 JMTRキャプセル等審査委員会は、核燃料取扱主務者のほか、所長が指名した委員をもって構成し、委員長は、委員の中から所長が指名したものがあたる。</p> <p>3 JMTRキャプセル等審査委員会は、必要に応じ、専門部会を設けることができる。</p> <p>削除</p>	<p>該当なし</p>	<p>使用変更許可ではJMTRキャプセル等審査委員会の設置及び構成について記載がないため該当しない。</p>																
<p>—(JMTRキャプセル等審査委員会の審議事項)—</p> <p>第12条 JMTRキャプセル等審査委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) キャプセル等の炉心配置の安全性</p> <p>(2) キャプセル等の安全性</p> <p>2 JMTRキャプセル等審査委員会は、前項各号に掲げる事項について、所長に答申する。</p> <p>3 所長は、前項の答申を尊重する。</p> <p>削除</p>	<p>該当なし</p>	<p>使用変更許可ではJMTRキャプセル等審査委員会の審議事項について記載がないため該当しない。</p>																
<p>第12条の2～第35条 (変更なし)</p>																		
<p>別表第1 対象使用施設等 (第2条、第5条の2関係)</p> <table border="1" data-bbox="168 1085 974 1268"> <thead> <tr> <th>第1欄</th> <th colspan="2">第2欄</th> <th>第3欄</th> <th>第4欄</th> <th>第5欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">使用施設等</td> <td colspan="2">施設区分</td> <td rowspan="2">廃棄物 移送設備</td> <td colspan="2">放射線管理施設</td> </tr> <tr> <td>本体施設</td> <td>特定施設</td> <td>屋内管用放</td> <td>屋外用放</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄		第3欄	第4欄	第5欄	使用施設等	施設区分		廃棄物 移送設備	放射線管理施設		本体施設	特定施設	屋内管用放	屋外用放	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.1 使用施設の位置 (省略)</p> <p>(2) 居室実験室建家 居室実験室建家は、鉄筋コンクリートラーメン構造2階建の構築物であり、原子炉建家東側に設けられるエアロック通路によって原子炉建家とつながり、北西端は照射準備室建家とつながっている。本建家1階の北西端にはX線装置室、南隅にはホット実験室及び放射線管理室を設ける。 X線装置室ではキャプセル等の検査を行う。 (省略)</p>	<p>使用変更許可ではX線装置室、照射設備、キャプセル運搬台車及び切断装置は削除されているため齟齬はない。</p>
第1欄	第2欄		第3欄	第4欄	第5欄													
使用施設等	施設区分		廃棄物 移送設備	放射線管理施設														
	本体施設	特定施設		屋内管用放	屋外用放													

JMT R	(1) 使用施設 ① 原子炉建家 ② 居室実験室建家 (7) X線装置室 (47) ホット実験室 (41) 放射線管理室 ③ 照射準備室建家 ④ 使用設備 (7) 照射設備 (キャプセル運搬台車、切断装置及びハンドリングツールを含む。) (47) 放射線管理設備のうちプロセスモニタ (41) その他の使用設備 (ハンドリングツールを含む。) (2) 貯蔵施設 (3) 液体廃棄施設 ① 第1排水系貯槽 ② 第2排水系貯槽 ③ 第3排水系貯槽 ④ 第4排水系貯槽	(1) 使用施設 ① 機械室建家 ② 使用設備 (7) 電源設備 (4) 消火設備 (2) 気体廃棄施設 (3) 液体廃棄施設 ① タンクヤード ② ホット機械室	(1) 廃液輸送管 (2) 廃液移送容器	第5編別表第1-3-7及び別表第1-4-8に掲げる放射線測定機器	第2編別表第1-3に掲げる放射線測定機器	7.2 使用施設の構造																																																																
	使用施設の名称	構造	床面積	設計仕様			<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用施設の名称</th> <th>構造</th> <th>床面積</th> <th>設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建家</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家2階</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉制御室</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉建家1階 各照射設備機器等設置スペース CF制御室 CF室</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉建家地下1階 各照射設備機器等設置スペース</td> <td></td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉建家地下2階 低圧配電盤、ダクトスペース等</td> <td></td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉建家地下3階 各照射設備機器等設置スペース</td> <td></td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>炉プール</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>カナル</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>居室実験室建家</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホット実験室</td> <td></td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線管理室</td> <td></td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>X線装置室</td> <td></td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>照射準備室建家</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>機械室建家</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	使用施設の名称	構造	床面積	設計仕様	原子炉建家	(省略)	(省略)	(省略)	原子炉建家2階	(省略)	(省略)		原子炉制御室				原子炉建家1階 各照射設備機器等設置スペース CF制御室 CF室	(省略)	(省略)		原子炉建家地下1階 各照射設備機器等設置スペース		(省略)		原子炉建家地下2階 低圧配電盤、ダクトスペース等		(省略)		原子炉建家地下3階 各照射設備機器等設置スペース		(省略)		炉プール	(省略)	(省略)	(省略)	カナル	(省略)	(省略)	(省略)	居室実験室建家	(省略)	(省略)		ホット実験室		(省略)		放射線管理室		(省略)		X線装置室		(省略)		照射準備室建家	(省略)	(省略)	(省略)	機械室建家	(省略)	(省略)
使用施設の名称	構造	床面積	設計仕様																																																																			
原子炉建家	(省略)	(省略)	(省略)																																																																			
原子炉建家2階	(省略)	(省略)																																																																				
原子炉制御室																																																																						
原子炉建家1階 各照射設備機器等設置スペース CF制御室 CF室	(省略)	(省略)																																																																				
原子炉建家地下1階 各照射設備機器等設置スペース		(省略)																																																																				
原子炉建家地下2階 低圧配電盤、ダクトスペース等		(省略)																																																																				
原子炉建家地下3階 各照射設備機器等設置スペース		(省略)																																																																				
炉プール	(省略)	(省略)	(省略)																																																																			
カナル	(省略)	(省略)	(省略)																																																																			
居室実験室建家	(省略)	(省略)																																																																				
ホット実験室		(省略)																																																																				
放射線管理室		(省略)																																																																				
X線装置室		(省略)																																																																				
照射準備室建家	(省略)	(省略)	(省略)																																																																			
機械室建家	(省略)	(省略)	(省略)																																																																			

保安規定変更申請				使用変更許可			説明
ホット ラボ	(1) コンクリートNo.1 ～8セル	(1) 電源設 備		第6編 別表第 14及 び別表 第15 に掲げ る放射 線測定 機器	7.3 使用施設の設備		
	(2) 顕微鏡鉛No.1～4 セル	(2) 液体廃 棄設備			使用設備の名称	個数	仕様
(3) No.3チャンネル	(3) 気体廃 棄設備	照射設備				-(省略)-	
(4) ホットモックアッ プ室	(4) 空気圧 縮設備	キャプセル照射装置			1式	-(省略)-	
(5) その他特定施設以 外の設備		水カラビット照射装置			1基	-(省略)-	
燃料研 究棟	(1) グローブボックス 等の使用施設	(1) 電源設 備	(1) 廃 液輸 送管	第7編 別表第 10及 び別表 第11 に掲げ る放射 線測定 機器	OSF-1照射装置	1基	-(省略)-
	(2) 核燃料貯蔵施設	(2) 空気圧 縮設備			BOCA照射装置	1基	-(省略)-
	(3) その他特定施設以 外の設備	(3) 気体廃 棄設備			その他の設備 (省略)	(省略)	(省略)
		(4) 液体廃 棄設備			切断装置	2基	-(省略)-
					ハンドリングツール	1式	(省略)
					キャプセル運搬台車	1台	-(省略)-
					(省略)	(省略)	(省略)

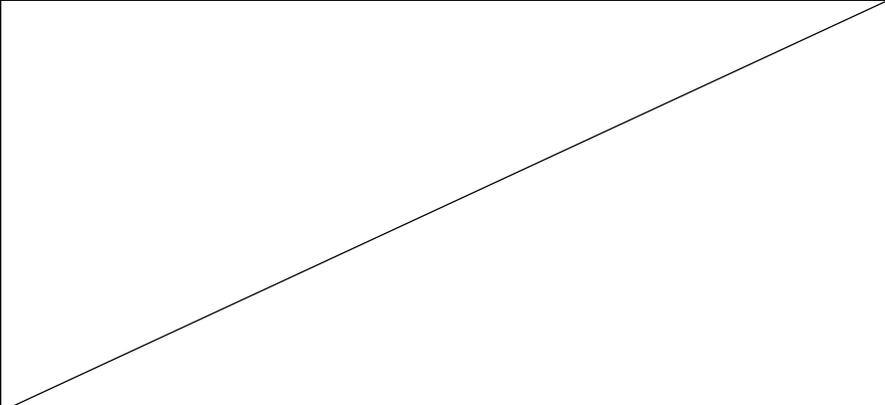
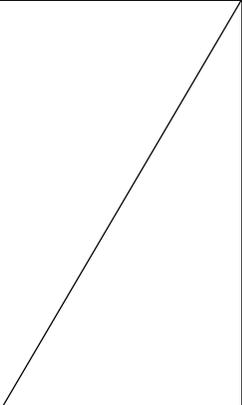
保安規定変更申請					使用変更許可		説明
H T T R	(1) 新燃料組立検査室	(1) 電気施設 (非常用電源設備)		第8編別表第8及び			
	(2) 使用済燃料検査室 (I)			別表第9に掲げる放			
	(3) 燃料交換機メンテナンスピット	(2) 廃棄施設		射線測定機器			
	(4) 貯蔵施設	① 気体廃棄物の廃棄施設					
	① 貯蔵棚	② 液体廃棄物の廃棄設備					
	② 貯蔵セル	③ 原子炉建家換気空調設備					
	③ 貯蔵プール	④ 非常用空気浄化設備					
④ 照射物貯蔵ピット							
(5) 核燃料物質取扱設備							
(6) その他特定施設以外の設備							
<p>廃液輸送管は、JMTRについてはタンクヤードから廃棄物管理施設の受入れ施設まで（この系統を「JMTR系統」という。）、燃料研究棟については液体廃棄設備から廃棄物管理施設の受入れ施設まで（この系統を「燃料研究棟系統」という。）をいう。JMTRの廃液移送容器を装備した車両を、廃液運搬車といい、HTTRの廃液運搬にも使用する。</p>							
別表第2 施設管理者一覧 (第3条関係)					該当なし		使用変更許可では施設管理者について記載がないため該当しない。
施設名		施設区分		施設管理者			
(1) JMTR		照射準備室建家		照射課長			
		照射設備					

保安規定変更申請			使用変更許可	説明																			
	<table border="1"> <tr><td>廃棄物移送設備</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>放射線管理施設</td><td>放射線管理第2課長</td></tr> <tr><td>×線装置室</td><td rowspan="3">原子炉課長</td></tr> <tr><td>ホット実験室</td></tr> <tr><td>その他上記以外の本体施設及び特定施設</td></tr> </table>	廃棄物移送設備	廃棄物管理課長	放射線管理施設	放射線管理第2課長	×線装置室	原子炉課長	ホット実験室	その他上記以外の本体施設及び特定施設														
廃棄物移送設備	廃棄物管理課長																						
放射線管理施設	放射線管理第2課長																						
×線装置室	原子炉課長																						
ホット実験室																							
その他上記以外の本体施設及び特定施設																							
(2) ホットラボ	<table border="1"> <tr><td>本体施設及び特定施設</td><td>ホットラボ課長</td></tr> <tr><td>放射線管理施設</td><td>放射線管理第2課長</td></tr> </table>	本体施設及び特定施設	ホットラボ課長	放射線管理施設	放射線管理第2課長																		
本体施設及び特定施設	ホットラボ課長																						
放射線管理施設	放射線管理第2課長																						
(3) 燃料研究棟	<table border="1"> <tr><td>本体施設及び特定施設</td><td>燃料研究施設保全課長</td></tr> <tr><td>廃棄物移送設備</td><td>廃棄物管理課長</td></tr> <tr><td>放射線管理施設</td><td>放射線管理第2課長</td></tr> </table>	本体施設及び特定施設	燃料研究施設保全課長	廃棄物移送設備	廃棄物管理課長	放射線管理施設	放射線管理第2課長																
本体施設及び特定施設	燃料研究施設保全課長																						
廃棄物移送設備	廃棄物管理課長																						
放射線管理施設	放射線管理第2課長																						
(4) H T T R	<table border="1"> <tr><td>原子炉建家（新燃料組立検査室を除く。）</td><td>H T T R 運転管理課長</td></tr> <tr><td>新燃料組立検査室</td><td>H T T R 技術課長</td></tr> <tr><td>放射線管理施設</td><td>放射線管理第2課長</td></tr> </table>	原子炉建家（新燃料組立検査室を除く。）	H T T R 運転管理課長	新燃料組立検査室	H T T R 技術課長	放射線管理施設	放射線管理第2課長																
原子炉建家（新燃料組立検査室を除く。）	H T T R 運転管理課長																						
新燃料組立検査室	H T T R 技術課長																						
放射線管理施設	放射線管理第2課長																						
別表第3 管理区域管理者一覧（第3条関係）			該当なし	使用変更許可では管理区域管理者について記載がないため該当しない。																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>管理区域区分</th> <th>管理区域管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">(1) J M T R</td> <td>照射制御室</td> <td rowspan="2">照射課長</td> </tr> <tr> <td>照射準備室</td> </tr> <tr> <td>放射線管理室</td> <td>放射線管理第2課長</td> </tr> <tr> <td>ホット実験室</td> <td rowspan="4">原子炉課長</td> </tr> <tr> <td>×線装置室</td> </tr> <tr> <td>測定室</td> </tr> <tr> <td>燃料管理室</td> </tr> <tr> <td colspan="2">J M T R 炉室その他上記以外の区域</td> </tr> <tr> <td>(2) ホットラボ</td> <td></td> <td>ホットラボ課長</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	管理区域区分		管理区域管理者	(1) J M T R	照射制御室	照射課長	照射準備室	放射線管理室	放射線管理第2課長	ホット実験室	原子炉課長	×線装置室	測定室	燃料管理室	J M T R 炉室その他上記以外の区域		(2) ホットラボ		ホットラボ課長		
施設名	管理区域区分	管理区域管理者																					
(1) J M T R	照射制御室	照射課長																					
	照射準備室																						
	放射線管理室	放射線管理第2課長																					
	ホット実験室	原子炉課長																					
	×線装置室																						
	測定室																						
	燃料管理室																						
J M T R 炉室その他上記以外の区域																							
(2) ホットラボ		ホットラボ課長																					

保安規定変更申請					使用変更許可					説明
(3) 燃料研究棟		燃料研究施設保全課長								
(4) H T T R	原子炉建家（新燃料組立検査室を除く。）		H T T R 運転管理課長							
	新燃料組立検査室		H T T R 技術課長							
別表第 1 1 (1) 核燃料物質の使用等に関する記録（第 3 3 条関係） 核燃料物質の使用等に関する規則第 2 条の 1 1 に定める記録 （条番号整理のみのため省略）										
別表第 1 1 (2) その他の記録（第 3 3 条関係）					該当なし					使用変更許可では JMTR キャプセル等審査委員会の記録について記載がないため該当しない。
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間						
1. 委員会に関する記録										
(イ) 使用施設等安全審査委員会の審議案件名及び出席者名	開催の都度	保安管理部長	保安管理部長	3年間						
(ロ) JMTR キャプセル等審査委員会の審査案件名及び出席者名	開催の都度	計画管理課長	計画管理課長	3年間						
2. 下部規則等の記録										
(イ) 所長が定める下部規則等の制定、改正の内容及び時期	その都度	所長	所長	規則等の存続する間						
(ロ) 施設管理統括者が定める下部規則等の制定、改正の内容及び時期	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	規則等の存続する間						

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>別図第1 使用施設等の管理組織（第5条関係）</p> <p>別図第2～別図第3（変更なし）</p> <p>【第2編 放射線管理】 第1章 管理区域等の管理 第1節 管理区域等</p>	<p>共通編 添付書類4 第1図 大洗研究所（北地区）の使用施設等の保安管理組織図（政令第41条関係）に記載されている。</p>	<p>令和3年6月4日にJMTR キャプセル等審査委員会の削除を申請した。</p>

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
第1条～第31条（変更なし） 第4章 放射線管理設備等の管理 第31条の2～第31条の6（変更なし）		
（放射線測定機器の管理） 第32条 放射線管理第2課長は、第5編第 3-3-3 31条、第6編第23条、第7編第24条及び第8編第24条に規定する放射線測定機器を備え付ける。 2 放射線管理第2課長は、前項に規定する放射線測定機器を毎週1回巡視する。ただし、使用施設等における作業が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、毎月1回巡視する。 3 環境監視線量計測課長は、別表第13に掲げる放射線測定機器を備え付ける。 4 環境監視線量計測課長は、前項に規定する放射線測定機器について設備保全整理表に定めるところにより年1回の点検を行う。 5 環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。		
【第5編 JMTRの管理】 第1章 通則 （定義） 第1条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ、当該各号に定めるところによる。 (1) 「未照射核燃料物質」とは、 照射施設において照射しようとする核燃料物質、JMTR原子炉施設において中性子束の測定に使用しようとする核燃料物質及び使用済核燃料物質として貯蔵する（使用する前の中性子束測定用の核分裂計数管を含む。）及び照射していない核燃料物質として取り扱っても被ばく管理上問題のない照射した核燃料物質をいう。 (2) 「照射済核燃料物質」とは、 照射施設において照射した核燃料物質及び（JMTR原子炉施設において中性子束の測定に使用した核燃料物質中性子束測定用として使用を終了した核分裂計数管を含む。）をいう。 (3) 「炉内」とは、JMTR原子炉施設の原子炉容器内の全域をいう。 (4) 「基準水位」とは、炉プール、 及びカナル、SFCプール及びCFプールの 水位について、それぞれの水位尺の0mmの水位をいう。	該当なし	使用変更許可では定義について記載がないため該当しない。

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>(要員の配置)</p> <p>第2条 技術課長、原子炉課長及び照射課長は、核燃料物質について使用、運搬、貯蔵に伴う取り扱い(以下、この編において「取扱作業」という。)を行う場合及び照射課長にあっては照射設備の運転操作を行う場合は、それぞれ、所管する施設の保安に必要な要員を配置する。</p> <p>2 原子炉課長は、前項の作業のために特定施設の運転が必要な場合は、特定施設の保安に必要な要員を配置する。</p>	<p>該当なし</p>	<p>使用変更許可において要員の配置に係る記載がないため該当しない。</p>
<p>(手引の作成)</p> <p>第3条 材料試験炉部長は、J M T R 使用施設等に関して、次の各号に掲げる事項について定めた手引を作成する。</p> <p>(1) 核燃料物質の使用、受入及び貯蔵に関する事項</p> <p>(2) 別表第1に掲げる特定施設の運転操作に関する事項</p> <p>(3) 巡視及び点検に関する事項</p> <p>(4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>2 材料試験炉部長は、前項の手引を定めるときは、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>3 材料試験炉部長は、第1項の手引を作成した場合又は変更した場合は、所長及び環境センター長に報告する。</p>	<p>該当なし</p>	<p>使用変更許可において手引の作成に係る記載がないため該当しない。</p>
<p>(年間使用計画)</p> <p>第4条 材料試験炉部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした J M T R 使用施設等の年間使用計画（以下この編において「年間使用計画」という。）を作成し、環境センター長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 使用の目的</p> <p>(2) 使用の予定期間</p> <p>(3) 使用する核燃料物質の種類、性状及び量</p> <p>(4) 取扱い方法の概略</p> <p>(5) 定期事業者検査の予定期間</p>		

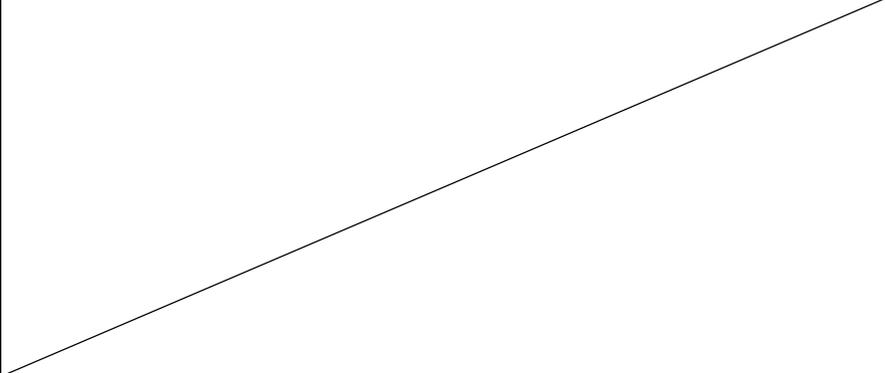
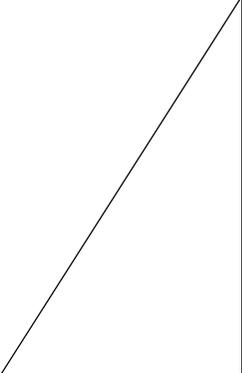
保安規定変更申請	使用変更許可	説明																																				
<p>(6) 第1819条第2項に定める修理及び改造をする施設、設備、機器等の名称及び予定期間</p> <p>(7) 核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づく特別な措置を講ずる場合は、その予定期間及び内容</p> <p>2 環境センター長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>3 材料試験炉部長は、第1項の承認を得た場合は、所長に報告するとともに、技術課長、原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p>	/	/																																				
<p>第5条～第6条 (変更なし)</p>			/	/																																		
<p>第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の制限</p> <p>(使用上の制限)</p> <p>第7条 技術課長、原子炉課長及び照射課長は、核燃料物質の使用等を行う場合は、別表第3に掲げる使用上の制限値を超えないことを確認する。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.3 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1025 788 1859 1254"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>水カラビット照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>OSF-1照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>その他の設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>切断装置</td> <td>2基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>ハンドリングツール</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル運搬台車</td> <td>1台</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称			個数	仕様	照射設備		(省略)	キャプセル照射装置	1式	(省略)	水カラビット照射装置	1基	(省略)	OSF-1照射装置	1基	(省略)	BOCA照射装置	1基	(省略)	その他の設備			(省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	(省略)	ハンドリングツール	1式	(省略)	キャプセル運搬台車	1台	(省略)	(省略)	(省略)
使用設備の名称	個数	仕様																																				
照射設備		(省略)																																				
キャプセル照射装置	1式	(省略)																																				
水カラビット照射装置	1基	(省略)																																				
OSF-1照射装置	1基	(省略)																																				
BOCA照射装置	1基	(省略)																																				
その他の設備																																						
(省略)	(省略)	(省略)																																				
切断装置	2基	(省略)																																				
ハンドリングツール	1式	(省略)																																				
キャプセル運搬台車	1台	(省略)																																				
(省略)	(省略)	(省略)																																				

保安規定変更申請	使用変更許可	説明																																	
<p>第2-1節 使用上の条件</p> <p>—(照射設備の警報の作動条件)—</p> <p>第8条 照射課長は、照射設備について、使用実施計画で定めるところにより各照射設備の警報を設定する。ただし、核燃料取扱主務者の同意を得た場合は、これを変更し、又は解除することができる。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.3 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1025 268 1859 735"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>水カラビット照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>OSF-1照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>その他の設備 (省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>切断装置</td> <td>2基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>ハンドリングツール</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル運搬台車</td> <td>1台</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		—(省略)—	キャプセル照射装置	1式	—(省略)—	水カラビット照射装置	1基	—(省略)—	OSF-1照射装置	1基	—(省略)—	BOCA照射装置	1基	—(省略)—	その他の設備 (省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	—(省略)—	ハンドリングツール	1式	(省略)	キャプセル運搬台車	1台	—(省略)—	(省略)	(省略)	(省略)	<p>使用変更許可において照射設備を削除したため齟齬はない。</p>
使用設備の名称	個数	仕様																																	
照射設備		—(省略)—																																	
キャプセル照射装置	1式	—(省略)—																																	
水カラビット照射装置	1基	—(省略)—																																	
OSF-1照射装置	1基	—(省略)—																																	
BOCA照射装置	1基	—(省略)—																																	
その他の設備 (省略)	(省略)	(省略)																																	
切断装置	2基	—(省略)—																																	
ハンドリングツール	1式	(省略)																																	
キャプセル運搬台車	1台	—(省略)—																																	
(省略)	(省略)	(省略)																																	
<p>(負圧の維持)</p> <p>第9-7条 原子炉課長は、別表第5-4に掲げるところにより負圧を維持する。ただし、課長の依頼により核燃料取扱主務者の同意を得て、給排気系統を停止する場合はこの限りでない。</p>																																			
<p>(カナル等の水位の維持)</p> <p>第1-0-8条 原子炉課長は、炉プール、及びカナル及びSFCプールに核燃料物質を貯蔵している場合、炉プールにおいては基準水位より5400mm以上、カナル及びSFCプールにおいては基準水位より50mm以上、水位を低下させないように努める。</p> <p>2 原子炉課長は、周辺の線量当量率を考慮し、放射線被ばくの防護措置を講じた上で、核燃料取扱主務者の同意を得た場合は、前項の定めにかかわらず水位を変更できる。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.2 使用施設の構造</p> <table border="1" data-bbox="1025 1112 1859 1436"> <thead> <tr> <th>使用施設の名称</th> <th>構造</th> <th>床面積</th> <th>設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建家</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td rowspan="2">(省略)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家2階 原子炉制御室</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家1階 各照射設備機器等設置スペース CF制御室</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	使用施設の名称	構造	床面積	設計仕様	原子炉建家	(省略)	(省略)	(省略)	原子炉建家2階 原子炉制御室	(省略)	(省略)	原子炉建家1階 各照射設備機器等設置スペース CF制御室	(省略)	(省略)		<p>使用変更許可の記載に合わせ炉プール及びカナルに変更したため齟齬はない。</p>																		
使用施設の名称	構造	床面積	設計仕様																																
原子炉建家	(省略)	(省略)	(省略)																																
原子炉建家2階 原子炉制御室	(省略)	(省略)																																	
原子炉建家1階 各照射設備機器等設置スペース CF制御室	(省略)	(省略)																																	

保安規定変更申請	使用変更許可				説明																																
	C F室																																				
	原子炉建家地下1階 各照射設備機器等設置スペース		(省略)																																		
	原子炉建家地下2階 低圧配電盤、ダクトスペース等		(省略)																																		
	原子炉建家地下3階 各照射設備機器等設置スペース		(省略)																																		
	炉プール	(省略)	(省略)	(省略)																																	
	カナル	(省略)	(省略)	(省略)																																	
	居室実験室建家	(省略)	(省略)																																		
	ホット実験室		(省略)																																		
	放射線管理室		(省略)																																		
	×線装置室		(省略)																																		
	照射準備室建家	(省略)	(省略)	(省略)																																	
	機械室建家	(省略)	(省略)	(省略)																																	
	<p>(カナル等の水質の維持)</p> <p>第119条 原子炉課長は、炉プール←及びカナル及びSFCプールの水質を別表第65に掲げる値に維持するよう努める。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.2 使用施設の構造</p> <table border="1" data-bbox="1025 1031 1861 1433"> <thead> <tr> <th>使用施設の名称</th> <th>構造</th> <th>床面積</th> <th>設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建家</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家2階</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉制御室</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉建家1階 各照射設備機器等設置スペース</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C F制御室</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C F室</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉建家地下1階</td> <td></td> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				使用施設の名称	構造	床面積	設計仕様	原子炉建家	(省略)	(省略)	(省略)	原子炉建家2階	(省略)	(省略)		原子炉制御室				原子炉建家1階 各照射設備機器等設置スペース	(省略)	(省略)		C F制御室				C F室				原子炉建家地下1階		(省略)	
使用施設の名称	構造	床面積	設計仕様																																		
原子炉建家	(省略)	(省略)	(省略)																																		
原子炉建家2階	(省略)	(省略)																																			
原子炉制御室																																					
原子炉建家1階 各照射設備機器等設置スペース	(省略)	(省略)																																			
C F制御室																																					
C F室																																					
原子炉建家地下1階		(省略)																																			

保安規定変更申請	使用変更許可				説明																																	
	各照射設備機器等設置スペース																																					
	原子炉建家地下2階 低圧配電盤、ダクトスペース等		(省略)																																			
	原子炉建家地下3階 各照射設備機器等設置スペース		(省略)																																			
	炉プール	(省略)	(省略)	(省略)																																		
	カナル	(省略)	(省略)	(省略)																																		
	居室実験室建家	(省略)	(省略)																																			
	ホット実験室		(省略)																																			
	放射線管理室		(省略)																																			
	X線装置室		(省略)																																			
	照射準備室建家	(省略)	(省略)	(省略)																																		
	機械室建家	(省略)	(省略)	(省略)																																		
<p>第3-2節 作業上の確認 (重要な設備等の操作)</p> <p>第1-2-10条 原子炉課長及び照射課長は、別表第1に掲げる保安上重要な設備等の操作については、第3条第1項の手引に定めるところによりこれを行う。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.3 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1025 951 1861 1414"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>水カラビット照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>OSF-1照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>その他の設備 (省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>切断装置</td> <td>2基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>ハンドリングツール</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル運搬台車</td> <td>1台</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>				使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		(省略)	キャプセル照射装置	1式	(省略)	水カラビット照射装置	1基	(省略)	OSF-1照射装置	1基	(省略)	BOCA照射装置	1基	(省略)	その他の設備 (省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	(省略)	ハンドリングツール	1式	(省略)	キャプセル運搬台車	1台	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	<p>使用変更許可において照射設備を削除したため齟齬はない。</p>
使用設備の名称	個数	仕様																																				
照射設備		(省略)																																				
キャプセル照射装置	1式	(省略)																																				
水カラビット照射装置	1基	(省略)																																				
OSF-1照射装置	1基	(省略)																																				
BOCA照射装置	1基	(省略)																																				
その他の設備 (省略)	(省略)	(省略)																																				
切断装置	2基	(省略)																																				
ハンドリングツール	1式	(省略)																																				
キャプセル運搬台車	1台	(省略)																																				
(省略)	(省略)	(省略)																																				

保安規定変更申請	使用変更許可	説明																																	
<p>（使用開始前点検）</p> <p>第13条 照射課長は、照射設備において核燃料物質を使用して照射試験を行おうとする場合は、別表第7に掲げるところにより使用する装置ごとの点検を行うとともに、第2条第2項に基づき運転している特定施設が正常な状態であることを原子炉課長に確認する。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.3 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1025 268 1861 735"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>水カラビット照射装置</td> <td>1基</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>OSF-1照射装置</td> <td>1基</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>その他の設備 （省略）</td> <td>（省略）</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>切断装置</td> <td>2基</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>ハンドリングツール</td> <td>1式</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>キャプセル運搬台車</td> <td>1台</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>（省略）</td> <td>（省略）</td> <td>（省略）</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		（省略）	キャプセル照射装置	1式	（省略）	水カラビット照射装置	1基	（省略）	OSF-1照射装置	1基	（省略）	BOCA照射装置	1基	（省略）	その他の設備 （省略）	（省略）	（省略）	切断装置	2基	（省略）	ハンドリングツール	1式	（省略）	キャプセル運搬台車	1台	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	<p>使用変更許可において照射設備を削除したため齟齬はない。</p>
使用設備の名称	個数	仕様																																	
照射設備		（省略）																																	
キャプセル照射装置	1式	（省略）																																	
水カラビット照射装置	1基	（省略）																																	
OSF-1照射装置	1基	（省略）																																	
BOCA照射装置	1基	（省略）																																	
その他の設備 （省略）	（省略）	（省略）																																	
切断装置	2基	（省略）																																	
ハンドリングツール	1式	（省略）																																	
キャプセル運搬台車	1台	（省略）																																	
（省略）	（省略）	（省略）																																	
<p>（巡視）</p> <p>第1411条 照射課長は、照射設備において核燃料物質を使用して照射試験を行っている場合は、別表第1に掲げる照射設備の保安上重要な設備等を1日1回以上、巡視する。</p> <p>なお、使用しない設備等については、これを省略することができる。</p> <p>2 原子炉課長は、第2条第2項に基づき特定施設を運転している場合は、別表第1に掲げる特定施設の保安上重要な設備等を監視するとともに、1日1回以上巡視する。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.3 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1025 885 1861 1353"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>水カラビット照射装置</td> <td>1基</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>OSF-1照射装置</td> <td>1基</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>その他の設備 （省略）</td> <td>（省略）</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>切断装置</td> <td>2基</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>ハンドリングツール</td> <td>1式</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>キャプセル運搬台車</td> <td>1台</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>（省略）</td> <td>（省略）</td> <td>（省略）</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		（省略）	キャプセル照射装置	1式	（省略）	水カラビット照射装置	1基	（省略）	OSF-1照射装置	1基	（省略）	BOCA照射装置	1基	（省略）	その他の設備 （省略）	（省略）	（省略）	切断装置	2基	（省略）	ハンドリングツール	1式	（省略）	キャプセル運搬台車	1台	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	<p>使用変更許可において照射設備を削除したため齟齬はない。</p>
使用設備の名称	個数	仕様																																	
照射設備		（省略）																																	
キャプセル照射装置	1式	（省略）																																	
水カラビット照射装置	1基	（省略）																																	
OSF-1照射装置	1基	（省略）																																	
BOCA照射装置	1基	（省略）																																	
その他の設備 （省略）	（省略）	（省略）																																	
切断装置	2基	（省略）																																	
ハンドリングツール	1式	（省略）																																	
キャプセル運搬台車	1台	（省略）																																	
（省略）	（省略）	（省略）																																	

保安規定変更申請	使用変更許可	説明																																	
<p>（使用停止後点検） 第15条 照射課長は、前条第1項の照射試験を停止した場合は、別表第8に掲げるところにより点検する。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備 7.3 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1025 268 1861 735"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>水カラビット照射装置</td> <td>1基</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>OSF-1照射装置</td> <td>1基</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>その他の設備 （省略）</td> <td>（省略）</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>切断装置</td> <td>2基</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>ハンドリングツール</td> <td>1式</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>キャプセル運搬台車</td> <td>1台</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>（省略）</td> <td>（省略）</td> <td>（省略）</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		（省略）	キャプセル照射装置	1式	（省略）	水カラビット照射装置	1基	（省略）	OSF-1照射装置	1基	（省略）	BOCA照射装置	1基	（省略）	その他の設備 （省略）	（省略）	（省略）	切断装置	2基	（省略）	ハンドリングツール	1式	（省略）	キャプセル運搬台車	1台	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	<p>使用変更許可において照射設備を削除したため齟齬はない。</p>
使用設備の名称	個数	仕様																																	
照射設備		（省略）																																	
キャプセル照射装置	1式	（省略）																																	
水カラビット照射装置	1基	（省略）																																	
OSF-1照射装置	1基	（省略）																																	
BOCA照射装置	1基	（省略）																																	
その他の設備 （省略）	（省略）	（省略）																																	
切断装置	2基	（省略）																																	
ハンドリングツール	1式	（省略）																																	
キャプセル運搬台車	1台	（省略）																																	
（省略）	（省略）	（省略）																																	
<p>第3章 保守管理 （計画停電時の措置） 第16.1.2条 原子炉課長及び照射課長は、計画停電のつど、JMTR施設の保安措置を検討し、材料試験炉部長の承認及び核燃料取扱主務者の同意を得て、これを行う。</p>	<p>該当なし</p>	<p>使用変更許可では計画停電時の措置について記載がないため該当しない。</p>																																	
<p>（施設管理目標の策定） 第16.1.2条の2 （変更なし）</p> <p>（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定） 第16.1.3条の3 （変更なし）</p> <p>（施設管理実施計画等の策定） 第16.1.5条の4 （変更なし）</p> <p>（保全活動の実施）</p>																																			

保安規定変更申請	使用変更許可	説明																																				
<p>第16条の5 (変更なし)</p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第1617条の6 (変更なし)</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第1718条 (変更なし)</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.3 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1025 608 1861 1074"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>-(省略)-</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>-(省略)-</td> </tr> <tr> <td>水ラベレット照射装置</td> <td>1基</td> <td>-(省略)-</td> </tr> <tr> <td>QSP-1照射装置</td> <td>1基</td> <td>-(省略)-</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>-(省略)-</td> </tr> <tr> <td>その他の設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>切断装置</td> <td>2基</td> <td>-(省略)-</td> </tr> <tr> <td>ハンドリングツール</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル運搬台車</td> <td>1台</td> <td>-(省略)-</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		-(省略)-	キャプセル照射装置	1式	-(省略)-	水ラベレット照射装置	1基	-(省略)-	QSP-1照射装置	1基	-(省略)-	BOCA照射装置	1基	-(省略)-	その他の設備			(省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	-(省略)-	ハンドリングツール	1式	(省略)	キャプセル運搬台車	1台	-(省略)-	(省略)	(省略)	(省略)	<p>使用変更許可において照射設備を削除したため齟齬はない。</p>
使用設備の名称		個数	仕様																																			
照射設備		-(省略)-																																				
キャプセル照射装置	1式	-(省略)-																																				
水ラベレット照射装置	1基	-(省略)-																																				
QSP-1照射装置	1基	-(省略)-																																				
BOCA照射装置	1基	-(省略)-																																				
その他の設備																																						
(省略)	(省略)	(省略)																																				
切断装置	2基	-(省略)-																																				
ハンドリングツール	1式	(省略)																																				
キャプセル運搬台車	1台	-(省略)-																																				
(省略)	(省略)	(省略)																																				
<p>(修理及び改造)</p> <p>第1819条 照射課長は照射設備照射準備室について、原子炉課長は本体施設(照射設備照射準備室を除く。)及び特定施設について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 照射課長は照射設備照射準備室について、原子炉課長は本体施設(照射設備照射準備室を除く。)及び特定施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査の対象である場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、材料試験炉部長の同意を得る。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 担当者の氏名</p> <p>(4) 予定期間</p> <p>3 材料試験炉部長は、前項の同意をした場合は、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 所長は前項の承認を行おうとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>5 照射課長は、第3項の承認を得た場合は、原子炉課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>6 原子炉課長は、第3項の承認を得た場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p>	<p>(使用前事業者検査)</p> <p>第1820条の2 (変更なし)</p>																																					

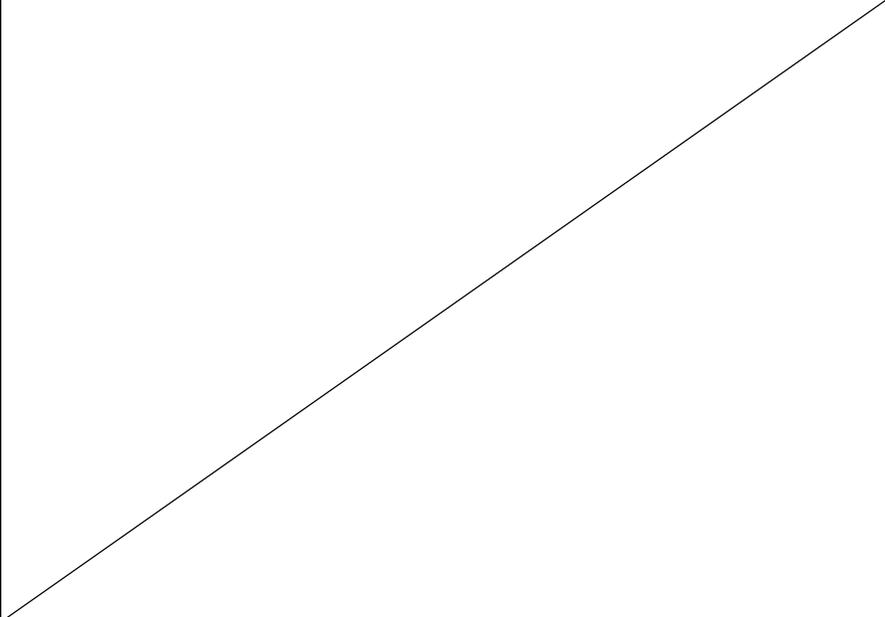
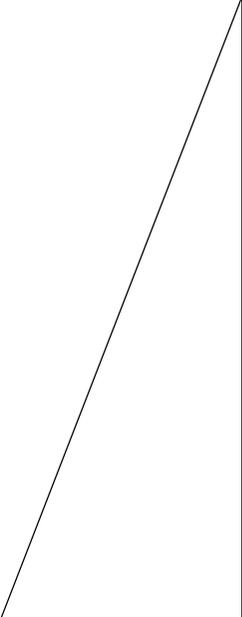
保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>(保守結果の通知等)</p> <p>第1-9-21条 原子炉課長及び照射課長は、第1-7-18条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を材料試験炉部長に報告する。原子炉課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査の結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、第1-7-18条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、原子炉課長に通知する。</p> <p>3 原子炉課長及び照射課長は、第1-8-19条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに第1-8-20条の2の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を材料試験炉部長に報告する。原子炉課長が第2編第34条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに第2編第34条の2の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>4 原子炉課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</p> <p>5 照射課長は、第1項及び第3項の報告をする場合は、原子炉課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>6 材料試験炉部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、核燃料取扱主務者に通知するとともに、所長及び環境センター長に報告する。</p>		
<p>第4章 核燃料物質の管理</p> <p>(年間予定使用量)</p> <p>第2-0-22条 核燃料管理者は、核燃料物質を受け入れる場合は、次の各号に掲げるところにより、別表1-2第6に掲げる年間予定使用量を超えないことについて、技術課長の確認を得た後、行う。</p> <p>(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が年間予定使用量(最大存在量)を超えないこと。</p> <p>(2) 1年間に受け入れる核燃料物質の量が年間予定使用量(延べ取扱量)を超えないこと。</p>		

保安規定変更申請	使用変更許可	説明																		
<p>—(未照射核燃料物質の受入れ検査)—</p> <p>第21条 核燃料管理者は、未照射核燃料物質を受け入れる場合は、次の各号に掲げる事項について、受入れ検査を行う。ただし、被覆されていない核燃料物質の受入れにあつては、第2号に掲げる事項についての検査を除くものとする。</p> <p>(1) 核燃料物質の種類及び量</p> <p>(2) 表面汚染の測定</p> <p>(3) 外観及び寸法の検査</p> <p>(4) 核燃料物質の性状が固体であることの確認</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.1 使用施設の位置 (省略)</p> <p>(3) 照射準備室建家 照射準備室建家は、居室実験室建家の北西端から西に延びた建家であり、原子炉建家の北側に位置し、トラック通路によってつながっている。 照射準備室建家では、未照射の核燃料物質の受入れ作業を行う。</p> <p>図7.1-12に照射準備室建家平面図を示す。 (以下省略)</p>	<p>使用変更許可において未照射核燃料物質の受入れについて記載を削除したため齟齬はない。</p>																		
<p>(核燃料物質の貯蔵)</p> <p>第22条 3 核燃料管理者は、核燃料物質を貯蔵する場合は、別表第43に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、設備ごとに同表に掲げる種類の核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵し、又はしない。また、同表に掲げる核的制限値を超えて貯蔵しない。</p> <p>2 核燃料管理者は、核燃料物質を貯蔵した場合は、別表第43に掲げる場所又は設備ごとに核的制限値を表示する。</p> <p>3 核燃料管理者は、第1編第4条の2に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準に基づき核燃料物質の貯蔵の記録(使用履歴を含む。)を作成し、管理する。</p> <p>4 核燃料管理者は、第1編第4条の2に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準に基づき核燃料物質を貯蔵した容器の定期点検を行う。</p>	<p>該当なし</p>	<p>条番号の整理及び記載の適正化のため該当しない。</p>																		
<p>第5章キャプセル等の管理</p> <p>—(キャプセル等の製作)—</p> <p>第23条 技術課長は、キャプセル等を設計及び製作する場合は、別表第3に掲げる事項のほか、キャプセル等設計基準及びキャプセル等検査基準に従って行う。</p> <p>2 技術課長は、製作したキャプセル等の安全性に係る資料を作成し、キャプセル等を原子炉に挿入する前までに、当該キャプセル等の安全性について材料試験炉部長の承認を受ける。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.3 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1025 1169 1859 1409"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>水カラビット照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>OSF-1照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		—(省略)—	キャプセル照射装置	1式	—(省略)—	水カラビット照射装置	1基	—(省略)—	OSF-1照射装置	1基	—(省略)—	BOCA照射装置	1基	—(省略)—	<p>使用変更許可において照射設備を削除し、キャプセル等の製作をすることがなくなったため齟齬はない。</p>
使用設備の名称	個数	仕様																		
照射設備		—(省略)—																		
キャプセル照射装置	1式	—(省略)—																		
水カラビット照射装置	1基	—(省略)—																		
OSF-1照射装置	1基	—(省略)—																		
BOCA照射装置	1基	—(省略)—																		

保安規定変更申請	使用変更許可			説明																																	
<p>3 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、JMT Rキャプセル等審査委員会の意見を聴く。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 197 1301 237">その他の設備 (省略)</td> <td data-bbox="1301 197 1429 237">(省略)</td> <td data-bbox="1429 197 1861 237">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 237 1301 277">切断装置</td> <td data-bbox="1301 237 1429 277">2基</td> <td data-bbox="1429 237 1861 277">-(省略)-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 277 1301 317">ハンドリングツール</td> <td data-bbox="1301 277 1429 317">1式</td> <td data-bbox="1429 277 1861 317">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 317 1301 357">キャプセル運搬台車</td> <td data-bbox="1301 317 1429 357">1台</td> <td data-bbox="1429 317 1861 357">-(省略)-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 357 1301 397">(省略)</td> <td data-bbox="1301 357 1429 397">(省略)</td> <td data-bbox="1429 357 1861 397">(省略)</td> </tr> </table>			その他の設備 (省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	-(省略)-	ハンドリングツール	1式	(省略)	キャプセル運搬台車	1台	-(省略)-	(省略)	(省略)	(省略)																			
その他の設備 (省略)	(省略)	(省略)																																			
切断装置	2基	-(省略)-																																			
ハンドリングツール	1式	(省略)																																			
キャプセル運搬台車	1台	-(省略)-																																			
(省略)	(省略)	(省略)																																			
<p>-(キャプセル等の検査)-</p> <p>第24条 原子炉課長は、キャプセル等検査基準に従って、キャプセル等の製作過程、完成時及び受入時に検査を行う。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.3 使用施設の設備</p> <table border="1"> <tr> <th data-bbox="1025 571 1301 611">使用設備の名称</th> <th data-bbox="1301 571 1429 611">個数</th> <th data-bbox="1429 571 1861 611">仕様</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 611 1301 651">照射設備</td> <td data-bbox="1301 611 1429 651"></td> <td data-bbox="1429 611 1861 651">-(省略)-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 651 1301 691">キャプセル照射装置</td> <td data-bbox="1301 651 1429 691">1式</td> <td data-bbox="1429 651 1861 691">-(省略)-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 691 1301 730">水カラビット照射装置</td> <td data-bbox="1301 691 1429 730">1基</td> <td data-bbox="1429 691 1861 730">-(省略)-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 730 1301 770">OSF-1照射装置</td> <td data-bbox="1301 730 1429 770">1基</td> <td data-bbox="1429 730 1861 770">-(省略)-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 770 1301 810">BOCA照射装置</td> <td data-bbox="1301 770 1429 810">1基</td> <td data-bbox="1429 770 1861 810">-(省略)-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 810 1301 850">その他の設備 (省略)</td> <td data-bbox="1301 810 1429 850">(省略)</td> <td data-bbox="1429 810 1861 850">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 850 1301 890">切断装置</td> <td data-bbox="1301 850 1429 890">2基</td> <td data-bbox="1429 850 1861 890">-(省略)-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 890 1301 930">ハンドリングツール</td> <td data-bbox="1301 890 1429 930">1式</td> <td data-bbox="1429 890 1861 930">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 930 1301 970">キャプセル運搬台車</td> <td data-bbox="1301 930 1429 970">1台</td> <td data-bbox="1429 930 1861 970">-(省略)-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 970 1301 1010">(省略)</td> <td data-bbox="1301 970 1429 1010">(省略)</td> <td data-bbox="1429 970 1861 1010">(省略)</td> </tr> </table>			使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		-(省略)-	キャプセル照射装置	1式	-(省略)-	水カラビット照射装置	1基	-(省略)-	OSF-1照射装置	1基	-(省略)-	BOCA照射装置	1基	-(省略)-	その他の設備 (省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	-(省略)-	ハンドリングツール	1式	(省略)	キャプセル運搬台車	1台	-(省略)-	(省略)	(省略)	(省略)	<p>使用変更許可において照射設備を削除し、キャプセル等の検査をすることがなくなったため齟齬はない。</p>
使用設備の名称	個数	仕様																																			
照射設備		-(省略)-																																			
キャプセル照射装置	1式	-(省略)-																																			
水カラビット照射装置	1基	-(省略)-																																			
OSF-1照射装置	1基	-(省略)-																																			
BOCA照射装置	1基	-(省略)-																																			
その他の設備 (省略)	(省略)	(省略)																																			
切断装置	2基	-(省略)-																																			
ハンドリングツール	1式	(省略)																																			
キャプセル運搬台車	1台	-(省略)-																																			
(省略)	(省略)	(省略)																																			
<p>-(キャプセル等の挿入及び取出し)-</p> <p>第25条 照射課長は、核燃料物質を使用するキャプセル等を炉内に挿入しようとする場合は、キャプセル等の表面に有害な腐食、傷痕、歪み等のないことを確認する。</p> <p>2 照射課長は、キャプセルを炉内に挿入した場合及びOSF-1キャプセルを炉内に挿入しようとする場合は、キャプセル又はOSF-1キャプセルに付属する機器の接続について、導通検査及び漏えい検査を行い、保安上支障のないことを確認する。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.3 使用施設の設備</p> <table border="1"> <tr> <th data-bbox="1025 1193 1301 1233">使用設備の名称</th> <th data-bbox="1301 1193 1429 1233">個数</th> <th data-bbox="1429 1193 1861 1233">仕様</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 1233 1301 1273">照射設備</td> <td data-bbox="1301 1233 1429 1273"></td> <td data-bbox="1429 1233 1861 1273">-(省略)-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 1273 1301 1313">キャプセル照射装置</td> <td data-bbox="1301 1273 1429 1313">1式</td> <td data-bbox="1429 1273 1861 1313">-(省略)-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 1313 1301 1353">水カラビット照射装置</td> <td data-bbox="1301 1313 1429 1353">1基</td> <td data-bbox="1429 1313 1861 1353">-(省略)-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 1353 1301 1393">OSF-1照射装置</td> <td data-bbox="1301 1353 1429 1393">1基</td> <td data-bbox="1429 1353 1861 1393">-(省略)-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 1393 1301 1433">BOCA照射装置</td> <td data-bbox="1301 1393 1429 1433">1基</td> <td data-bbox="1429 1393 1861 1433">-(省略)-</td> </tr> </table>			使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		-(省略)-	キャプセル照射装置	1式	-(省略)-	水カラビット照射装置	1基	-(省略)-	OSF-1照射装置	1基	-(省略)-	BOCA照射装置	1基	-(省略)-	<p>使用変更許可において照射設備を削除し、キャプセル等の挿入及び取り出しをすることがなくなったため齟齬はない。</p>															
使用設備の名称	個数	仕様																																			
照射設備		-(省略)-																																			
キャプセル照射装置	1式	-(省略)-																																			
水カラビット照射装置	1基	-(省略)-																																			
OSF-1照射装置	1基	-(省略)-																																			
BOCA照射装置	1基	-(省略)-																																			

保安規定変更申請	使用変更許可			説明																		
<p>3 照射課長は、核燃料物質を使用するキャプセル等を炉内へ挿入しようとする場合又は炉内から取り出そうとする場合は、原子炉課長に通報する。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 193 1301 233">その他の設備</td> <td data-bbox="1301 193 1429 233"></td> <td data-bbox="1429 193 1863 233"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 233 1301 272">(省略)</td> <td data-bbox="1301 233 1429 272">(省略)</td> <td data-bbox="1429 233 1863 272">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 272 1301 312">切断装置</td> <td data-bbox="1301 272 1429 312">2基</td> <td data-bbox="1429 272 1863 312">-(省略)-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 312 1301 352">ハンドリングツール</td> <td data-bbox="1301 312 1429 352">1式</td> <td data-bbox="1429 312 1863 352">(省略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 352 1301 392">キャプセル運搬台車</td> <td data-bbox="1301 352 1429 392">1台</td> <td data-bbox="1429 352 1863 392">-(省略)-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 392 1301 432">(省略)</td> <td data-bbox="1301 392 1429 432">(省略)</td> <td data-bbox="1429 392 1863 432">(省略)</td> </tr> </table>			その他の設備			(省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	-(省略)-	ハンドリングツール	1式	(省略)	キャプセル運搬台車	1台	-(省略)-	(省略)	(省略)	(省略)	
その他の設備																						
(省略)	(省略)	(省略)																				
切断装置	2基	-(省略)-																				
ハンドリングツール	1式	(省略)																				
キャプセル運搬台車	1台	-(省略)-																				
(省略)	(省略)	(省略)																				
<p>(照射済のキャプセル等核燃料物質の引渡し)</p> <p>第2-6-2-4条 照射課長は、照射済のキャプセル等核燃料物質を照射後試験のためホットラボへ引き渡そうとする場合は、ホットラボ課長の同意を得た後に行う。</p> <p>2 照射課長は、照射済のキャプセル等を照射依頼者に引き渡そうとする場合は、輸送容器の表面及び表面から1mの線量当量率並びに表面密度を測定し、記録する。</p>	<p>6. 使用済燃料の処分の方法</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1025 571 1205 951">使用済燃料の処分の方法</td> <td colspan="2" data-bbox="1205 571 1863 951"> <p>照射試験に使用した照射済燃料試料は、照射後試験若しくは詰替えのためホットラボ施設に引渡すか又は依頼者に返却する。</p> <p>中性子束測定に使用した核燃料物質及びその他の使用目的を終了した核燃料物質は、最終的に廃棄物として大洗研究所の廃棄物管理施設に移送して引渡す。</p> <p>照射済核燃料物質は、ホットラボに引き渡す。</p> <p>未照射核燃料物質は、核燃料物質の集約施設へ搬出するまで貯蔵設備に貯蔵する。</p> </td> </tr> </table>			使用済燃料の処分の方法	<p>照射試験に使用した照射済燃料試料は、照射後試験若しくは詰替えのためホットラボ施設に引渡すか又は依頼者に返却する。</p> <p>中性子束測定に使用した核燃料物質及びその他の使用目的を終了した核燃料物質は、最終的に廃棄物として大洗研究所の廃棄物管理施設に移送して引渡す。</p> <p>照射済核燃料物質は、ホットラボに引き渡す。</p> <p>未照射核燃料物質は、核燃料物質の集約施設へ搬出するまで貯蔵設備に貯蔵する。</p>		<p>使用変更許可において照射済核燃料物質は、ホットラボに引渡すとしたため齟齬はない。</p>															
使用済燃料の処分の方法	<p>照射試験に使用した照射済燃料試料は、照射後試験若しくは詰替えのためホットラボ施設に引渡すか又は依頼者に返却する。</p> <p>中性子束測定に使用した核燃料物質及びその他の使用目的を終了した核燃料物質は、最終的に廃棄物として大洗研究所の廃棄物管理施設に移送して引渡す。</p> <p>照射済核燃料物質は、ホットラボに引き渡す。</p> <p>未照射核燃料物質は、核燃料物質の集約施設へ搬出するまで貯蔵設備に貯蔵する。</p>																					
<p>(キャプセル等核燃料物質の所在管理)</p> <p>第2-7-2-5条 技術課長は、キャプセル等核燃料物質について、受入れから照射後引渡しまでの間、その所在の一元的把握を行う。</p> <p>2 原子炉課長及び照射課長は、キャプセル等の受入れ、照射済核燃料物質の引渡し又は移動をした場合は、そのつど技術課長に通知する。</p>	<p>該当なし</p>			<p>使用変更許可において所在管理を行う課室について記載がないため該当しない。</p>																		
<p>第6-5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報が作動した場合の措置</p> <p>(警報が作動した場合の措置)</p> <p>第2-8-2-6条 原子炉課長及び照射課長は、所管する施設等に係る警報が作動した場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講じる。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.3 使用施設の設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1025 1254 1301 1294">使用設備の名称</th> <th data-bbox="1301 1254 1429 1294">個数</th> <th data-bbox="1429 1254 1863 1294">仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1025 1294 1301 1334">照射設備</td> <td data-bbox="1301 1294 1429 1334"></td> <td data-bbox="1429 1294 1863 1334">-(省略)-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 1334 1301 1374">キャプセル照射装置</td> <td data-bbox="1301 1334 1429 1374">1式</td> <td data-bbox="1429 1334 1863 1374">-(省略)-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 1374 1301 1414">水カラビット照射装置</td> <td data-bbox="1301 1374 1429 1414">1基</td> <td data-bbox="1429 1374 1863 1414">-(省略)-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 1414 1301 1455">OSF-1照射装置</td> <td data-bbox="1301 1414 1429 1455">1基</td> <td data-bbox="1429 1414 1863 1455">-(省略)-</td> </tr> </tbody> </table>			使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		-(省略)-	キャプセル照射装置	1式	-(省略)-	水カラビット照射装置	1基	-(省略)-	OSF-1照射装置	1基	-(省略)-	<p>使用変更許可において照射設備を削除したため齟齬はない。</p>			
使用設備の名称	個数	仕様																				
照射設備		-(省略)-																				
キャプセル照射装置	1式	-(省略)-																				
水カラビット照射装置	1基	-(省略)-																				
OSF-1照射装置	1基	-(省略)-																				

保安規定変更申請	使用変更許可			説明														
<p>2 原子炉課長及び照射課長は、前項の調査の結果、核燃料物質の使用に支障を及ぼし、若しくは支障を及ぼすおそれがあると認めた場合は、相互に通報する。</p> <p>3 照射課長は、第1項の調査の結果、核燃料物質の使用に支障を及ぼし、若しくは支障を及ぼすおそれがあると認めた場合、又は前項の通報を受けた場合は、核燃料取扱主務者に通報する。</p>	<table border="1"> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>その他の設備 (省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>切断装置</td> <td>2基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>ハンドリングツール</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル運搬台車 (省略)</td> <td>1台 (省略)</td> <td>—(省略)— (省略)</td> </tr> </table>	BOCA照射装置	1基	—(省略)—	その他の設備 (省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	—(省略)—	ハンドリングツール	1式	(省略)	キャプセル運搬台車 (省略)	1台 (省略)	—(省略)— (省略)		
BOCA照射装置	1基	—(省略)—																
その他の設備 (省略)	(省略)	(省略)																
切断装置	2基	—(省略)—																
ハンドリングツール	1式	(省略)																
キャプセル運搬台車 (省略)	1台 (省略)	—(省略)— (省略)																
<p>(負圧の維持ができなくなった場合の措置)</p> <p>第2-9-27条 原子炉課長は、第97条に定める負圧の維持ができなくなった場合は、その原因及び状況を調査し、別表第5-4に掲げる維持基準値へ復旧させるための措置を講ずる。</p> <p>2 原子炉課長は、前項の状況が復旧しない場合は、照射課長に通報する。</p> <p>3 照射課長は、前項の通報を受けた場合は、取扱作業及び照射試験核燃料物質を取り扱う作業を中止する等の措置を講ずるとともに核燃料取扱主務者に通報する。</p>	<p>2. 使用の目的及び方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>使用の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>照射試験 核燃料物質の貯蔵</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>中性子束の測定</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>使用済み核燃料物質の貯蔵</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	整理番号	使用の目的	1	照射試験 核燃料物質の貯蔵	2	中性子束の測定	3	使用済み核燃料物質の貯蔵		<p>使用変更許可において照射試験を削除したため齟齬はない。</p>							
整理番号	使用の目的																	
1	照射試験 核燃料物質の貯蔵																	
2	中性子束の測定																	
3	使用済み核燃料物質の貯蔵																	
<p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置</p> <p>(巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第3-0-28条 J M T R 使用施設等の巡視並びに第3-1-29条の2の地震又は火災時の点検において異常を発見した者は、施設管理者又は管理区域管理者に通報する。</p> <p>2 施設管理者又は管理区域管理者は、前項の通報を受けた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講じる。</p> <p>3 施設管理者又は管理区域管理者は、前項の調査の結果、その異常が核燃料物質の使用に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると認める場合は、材料試験炉部長及び核燃料取扱主務者に通報する。</p> <p>4 材料試験炉部長は、前項の通報を受けたとき場合は、J M T R の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、所長及び環境センター長に通報する。</p>	<p>該当なし</p>		<p>条番号の整理及び記載の適正化のため該当しない。</p>															

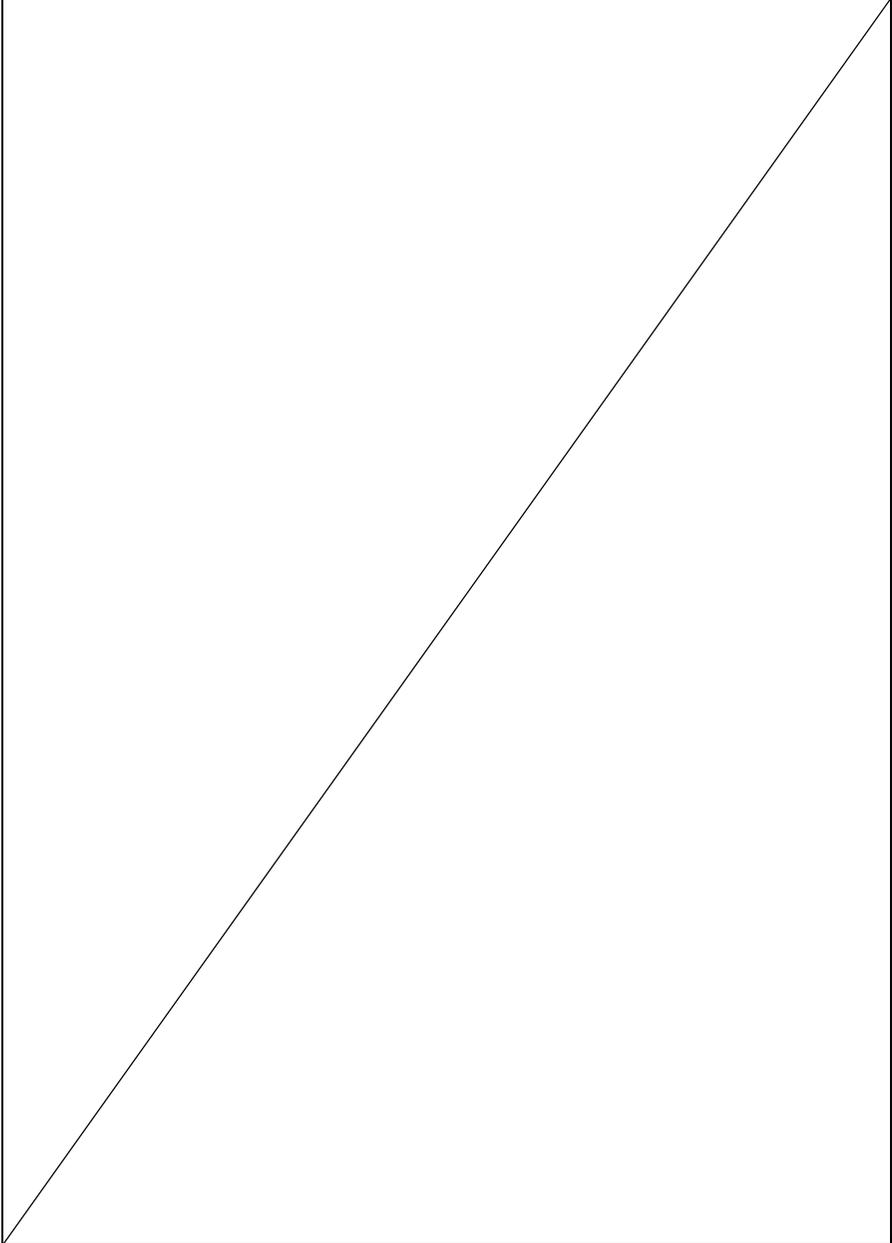
保安規定変更申請	使用変更許可	説明																																				
<p>第3節 キャプセル等の異常を認めた場合の措置 —(キャプセル等の点検等において異常を認めた場合の措置)— 第31条 照射課長は、第25条第1項及び同条第2項の点検の結果、異常を認めた場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、その状況を材料試験炉部長に報告する。 —(1) 異常なキャプセル等と正常なキャプセル等とを区分し、識別の容易な措置を講ずること。 —(2) 汚染がある場合は、放射線管理第2課長と協議して放射線管理上必要な措置を講ずること。 2 照射課長は、放射性ガスを放出するおそれのある破損したキャプセル等を炉内から取り出す場合は、これを所定の容器に封入する。</p>	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備 7.3 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1025 268 1856 735"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>水ラビット照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>OSF-1照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>その他の設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>切断装置</td> <td>2基</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>ハンドリングツール</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル運搬台車</td> <td>1台</td> <td>—(省略)—</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		—(省略)—	キャプセル照射装置	1式	—(省略)—	水ラビット照射装置	1基	—(省略)—	OSF-1照射装置	1基	—(省略)—	BOCA照射装置	1基	—(省略)—	その他の設備			(省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	—(省略)—	ハンドリングツール	1式	(省略)	キャプセル運搬台車	1台	—(省略)—	(省略)	(省略)	(省略)	<p>使用変更許可において照射設備を削除し、キャプセル等の挿入及び取り出しをすることがなくなったため齟齬はない。</p>
使用設備の名称	個数	仕様																																				
照射設備		—(省略)—																																				
キャプセル照射装置	1式	—(省略)—																																				
水ラビット照射装置	1基	—(省略)—																																				
OSF-1照射装置	1基	—(省略)—																																				
BOCA照射装置	1基	—(省略)—																																				
その他の設備																																						
(省略)	(省略)	(省略)																																				
切断装置	2基	—(省略)—																																				
ハンドリングツール	1式	(省略)																																				
キャプセル運搬台車	1台	—(省略)—																																				
(省略)	(省略)	(省略)																																				
<p>第43節 地震又は火災時の措置 (地震又は火災時の措置) 第3129条の2 (変更なし)</p> <p>第76章 放射線管理 (管理区域の区分) 第3230条 JMTRに係る管理区域の区分は、別図に示すとおりとする。 2 材料試験炉部長は、照射準備室とJMTR炉室とを結ぶトラック通路により未照射核燃料物質を運搬する場合は、当該通路を当該作業に必要な時間に限って第2種管理区域に設定する。</p> <p>(放射線測定機器) 第3331条 第2編第32条第1項に規定するJMTRに係る放射線測定機器は、別表第13.7及び別表第14.8に掲げるとおりとする。</p>																																						

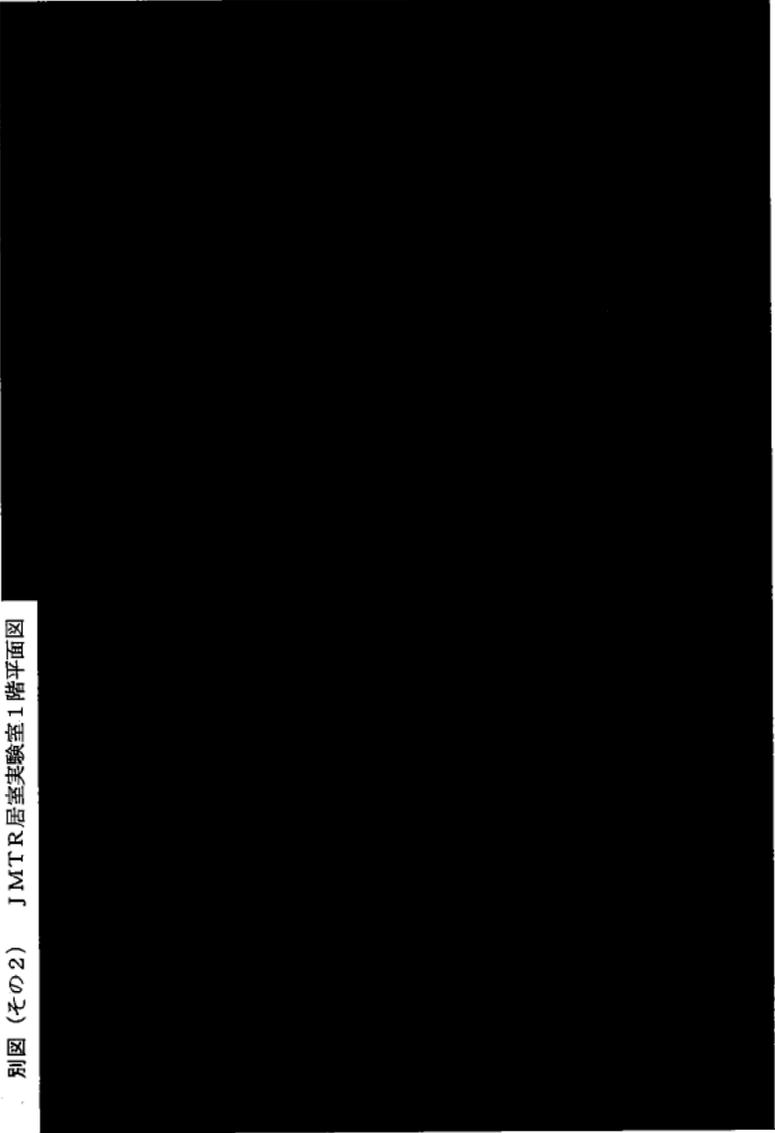
保安規定変更申請	使用変更許可	説明																																																	
<p>(放射線測定機器の警報装置の作動条件)</p> <p>第3432条 放射線管理第2課長は、別表第159に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定する。</p>																																																			
<p>別表第1 保安上重要な設備等 (第3条、第1210条、第1411条関係)</p> <table border="1" data-bbox="159 438 766 858"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>設備等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">本体施設</td> <td>(1) キャプセル照射装置</td> </tr> <tr> <td>(2) BOCA照射装置</td> </tr> <tr> <td>(3) OSF-1照射装置</td> </tr> <tr> <td>(4) 水カラビット照射装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">特定施設</td> <td>(1) 電源設備</td> </tr> <tr> <td>(2) 原子炉建家排気設備</td> </tr> <tr> <td>(3) 居室実験室建家排気設備</td> </tr> <tr> <td>(4) タンクヤード</td> </tr> <tr> <td>(5) ホット機械室</td> </tr> </tbody> </table>	施設	設備等	本体施設	(1) キャプセル照射装置	(2) BOCA照射装置	(3) OSF-1照射装置	(4) 水カラビット照射装置	特定施設	(1) 電源設備	(2) 原子炉建家排気設備	(3) 居室実験室建家排気設備	(4) タンクヤード	(5) ホット機械室	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.3 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1025 430 1859 898"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>-(省略)-</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>-(省略)-</td> </tr> <tr> <td>水カラビット照射装置</td> <td>1基</td> <td>-(省略)-</td> </tr> <tr> <td>OSF-1照射装置</td> <td>1基</td> <td>-(省略)-</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>-(省略)-</td> </tr> <tr> <td>その他の設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>切断装置</td> <td>2基</td> <td>-(省略)-</td> </tr> <tr> <td>ハンドリングツール</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル運搬台車</td> <td>1台</td> <td>-(省略)-</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		-(省略)-	キャプセル照射装置	1式	-(省略)-	水カラビット照射装置	1基	-(省略)-	OSF-1照射装置	1基	-(省略)-	BOCA照射装置	1基	-(省略)-	その他の設備			(省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	-(省略)-	ハンドリングツール	1式	(省略)	キャプセル運搬台車	1台	-(省略)-	(省略)	(省略)	(省略)	<p>使用変更許可において照射設備を削除したため齟齬はない。</p>
施設	設備等																																																		
本体施設	(1) キャプセル照射装置																																																		
	(2) BOCA照射装置																																																		
	(3) OSF-1照射装置																																																		
	(4) 水カラビット照射装置																																																		
特定施設	(1) 電源設備																																																		
	(2) 原子炉建家排気設備																																																		
	(3) 居室実験室建家排気設備																																																		
	(4) タンクヤード																																																		
	(5) ホット機械室																																																		
使用設備の名称	個数	仕様																																																	
照射設備		-(省略)-																																																	
キャプセル照射装置	1式	-(省略)-																																																	
水カラビット照射装置	1基	-(省略)-																																																	
OSF-1照射装置	1基	-(省略)-																																																	
BOCA照射装置	1基	-(省略)-																																																	
その他の設備																																																			
(省略)	(省略)	(省略)																																																	
切断装置	2基	-(省略)-																																																	
ハンドリングツール	1式	(省略)																																																	
キャプセル運搬台車	1台	-(省略)-																																																	
(省略)	(省略)	(省略)																																																	
<p>別表第2 使用実施計画記載事項 (第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="159 1018 969 1268"> <thead> <tr> <th>記載事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 使用の開始及び終了の期日</td> </tr> <tr> <td>(2) 使用場所-(照射設備にあっては装置名)-</td> </tr> <tr> <td>(3) 使用する核燃料物質の種類、性状、濃縮度及び量</td> </tr> <tr> <td>(4) 取扱いの方法 (使用を終了した核燃料物質の貯蔵に関する事項並びに照射設備にあっては照射試験の予定期間及び警報の作動条件を含む。)</td> </tr> </tbody> </table>	記載事項	(1) 使用の開始及び終了の期日	(2) 使用場所 -(照射設備にあっては装置名)-	(3) 使用する核燃料物質の種類、性状、濃縮度及び量	(4) 取扱いの方法 (使用を終了した核燃料物質の貯蔵に関する事項並びに 照射設備にあっては照射試験の予定期間及び警報の作動条件を含む。)	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備</p> <p>7.3 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1025 1050 1859 1437"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>-(省略)-</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>-(省略)-</td> </tr> <tr> <td>水カラビット照射装置</td> <td>1基</td> <td>-(省略)-</td> </tr> <tr> <td>OSF-1照射装置</td> <td>1基</td> <td>-(省略)-</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>-(省略)-</td> </tr> <tr> <td>その他の設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>切断装置</td> <td>2基</td> <td>-(省略)-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		-(省略)-	キャプセル照射装置	1式	-(省略)-	水カラビット照射装置	1基	-(省略)-	OSF-1照射装置	1基	-(省略)-	BOCA照射装置	1基	-(省略)-	その他の設備			(省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	-(省略)-		1式	(省略)	<p>使用変更許可において照射設備を削除したため齟齬はない。</p>														
記載事項																																																			
(1) 使用の開始及び終了の期日																																																			
(2) 使用場所 -(照射設備にあっては装置名)-																																																			
(3) 使用する核燃料物質の種類、性状、濃縮度及び量																																																			
(4) 取扱いの方法 (使用を終了した核燃料物質の貯蔵に関する事項並びに 照射設備にあっては照射試験の予定期間及び警報の作動条件を含む。)																																																			
使用設備の名称	個数	仕様																																																	
照射設備		-(省略)-																																																	
キャプセル照射装置	1式	-(省略)-																																																	
水カラビット照射装置	1基	-(省略)-																																																	
OSF-1照射装置	1基	-(省略)-																																																	
BOCA照射装置	1基	-(省略)-																																																	
その他の設備																																																			
(省略)	(省略)	(省略)																																																	
切断装置	2基	-(省略)-																																																	
	1式	(省略)																																																	

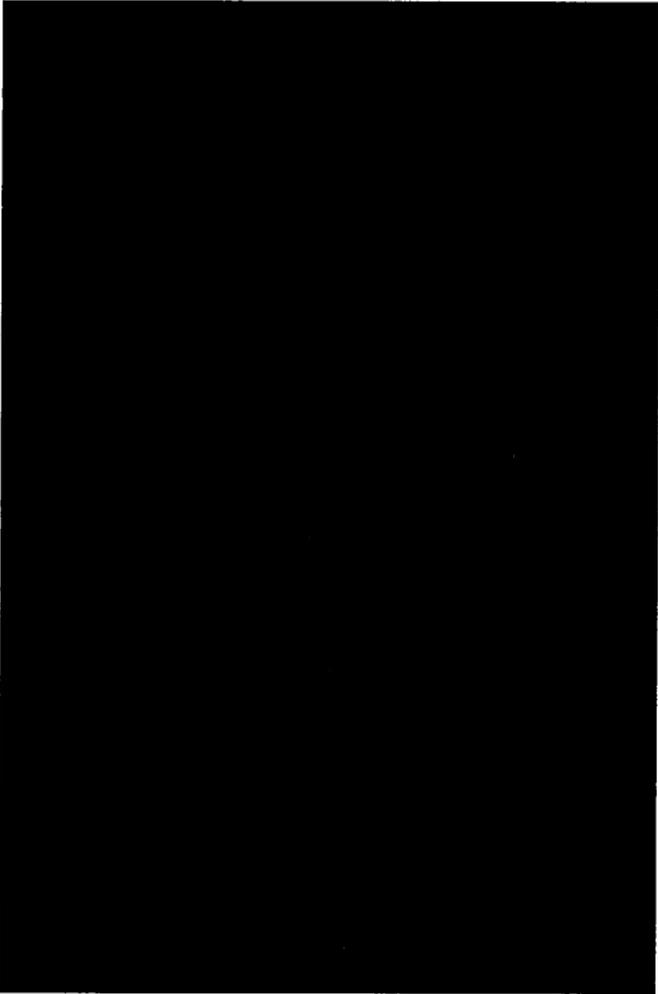
保安規定変更申請		使用変更許可			説明																																											
		ハンドリングツール キャプセル運搬台車 (省略)	1台 (省略)	-(省略) (省略)																																												
別表第3 照射設備の使用上の制限値 (第7条、第23条関係)		7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備 7.3 使用施設の設備			使用変更許可において照射設備を削除したため齟齬はない。																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">装置名</th> <th colspan="2">核燃料物質挿入限度量</th> </tr> <tr> <th>²³⁵U量</th> <th>²³⁹Pu、²⁴¹Am及びThの総量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>100g (1本当たり)</td> <td>50g (1本当たり)</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置及び OSF-1照射装置</td> <td>16g (1本当たり)</td> <td>使用しない</td> </tr> <tr> <td>水力ラビット照射装置</td> <td>20g (同時に照射する 試料当たり)</td> <td>20g (同時に照射する試 料当たり)</td> </tr> </tbody> </table> <p> 注記：(1) Thの挿入限度量は、中性子照射により生成される²³⁵U量に換算する。 (2) BOCA照射装置を使用して、再照射試験を行う照射済燃料は、最大燃焼度110GWd/t-U、冷却日数180日相当の放射能のものとする。 (3) OSF-1照射装置の²³⁵Uの核燃料物質挿入限度量は、BOCA照射装置の核燃料物質挿入限度量に依存する。 (4) キャプセル等の挿入、取出、引渡しにあたっては、一度に取扱う核燃料物質 (²³⁵U、²⁴¹Am及び²³⁹Puに限る。) の合計質量が核的制限値である2.6kgを超えないこと。 </p>	装置名	核燃料物質挿入限度量		²³⁵ U量		²³⁹ Pu、 ²⁴¹ Am及びThの総量	キャプセル照射装置	100g (1本当たり)	50g (1本当たり)	BOCA照射装置及び OSF-1照射装置	16g (1本当たり)	使用しない	水力ラビット照射装置	20g (同時に照射する 試料当たり)	20g (同時に照射する試 料当たり)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>-(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>-(省略)</td> </tr> <tr> <td>水力ラビット照射装置</td> <td>1基</td> <td>-(省略)</td> </tr> <tr> <td>OSF-1照射装置</td> <td>1基</td> <td>-(省略)</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>-(省略)</td> </tr> <tr> <td>その他の設備 (省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>切断装置</td> <td>2基</td> <td>-(省略)</td> </tr> <tr> <td>ハンドリングツール</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル運搬台車</td> <td>1台</td> <td>-(省略)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		-(省略)	キャプセル照射装置	1式	-(省略)	水力ラビット照射装置	1基	-(省略)	OSF-1照射装置	1基	-(省略)	BOCA照射装置	1基	-(省略)	その他の設備 (省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	-(省略)	ハンドリングツール	1式	(省略)	キャプセル運搬台車	1台	-(省略)	(省略)	(省略)
装置名		核燃料物質挿入限度量																																														
	²³⁵ U量	²³⁹ Pu、 ²⁴¹ Am及びThの総量																																														
キャプセル照射装置	100g (1本当たり)	50g (1本当たり)																																														
BOCA照射装置及び OSF-1照射装置	16g (1本当たり)	使用しない																																														
水力ラビット照射装置	20g (同時に照射する 試料当たり)	20g (同時に照射する試 料当たり)																																														
使用設備の名称	個数	仕様																																														
照射設備		-(省略)																																														
キャプセル照射装置	1式	-(省略)																																														
水力ラビット照射装置	1基	-(省略)																																														
OSF-1照射装置	1基	-(省略)																																														
BOCA照射装置	1基	-(省略)																																														
その他の設備 (省略)	(省略)	(省略)																																														
切断装置	2基	-(省略)																																														
ハンドリングツール	1式	(省略)																																														
キャプセル運搬台車	1台	-(省略)																																														
(省略)	(省略)	(省略)																																														
別表第4.3 核燃料物質の貯蔵の制限値 (第22.2.3条関係) (変更なし)																																																
別表第5.4 負圧の維持基準 (第9.7条、第29.2.7条関係) (変更なし)																																																

保安規定変更申請		使用変更許可				説明
別表第 6 -5 カナル水の水質維持基準（第 1-1 9 条関係）		7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備				使用変更許可の記載に合わせ炉プール及びカナルに変更したため齟齬はない。
		7.2 使用施設の構造				
項目	維持基準値	使用施設の名称	構造	床面積	設計仕様	
炉プール 、及び カナル 及び SFC プー ル の水質	(1) 電気伝導率 2 μ S / c m 以下	原子炉建家	(省略)	(省略)	(省略)	
	(2) p H 5. 5 ~ 7. 0	原子炉建家 2 階 原子炉制御室	(省略)	(省略)		
		原子炉建家 1 階 各照射設備機器等設 置スペース C F 制御室 C F 室	(省略)	(省略)		
		原子炉建家地下 1 階 各照射設備機器等設 置スペース		(省略)		
		原子炉建家地下 2 階 低圧配電盤、ダクトス ペース等		(省略)		
		原子炉建家地下 3 階 各照射設備機器等設 置スペース		(省略)		
		炉プール	(省略)	(省略)	(省略)	
		カナル	(省略)	(省略)	(省略)	
		居室実験室建家	(省略)	(省略)		
		ホット実験室		(省略)		
		放射線管理室		(省略)		
		×線装置室		(省略)		
		照射準備室建家	(省略)	(省略)	(省略)	
		機械室建家	(省略)	(省略)	(省略)	

保安規定変更申請	使用変更許可	説明																																											
<p>別表第7—照射設備の使用開始前の点検（第13条関係）—</p> <table border="1" data-bbox="159 276 954 699"> <thead> <tr> <th>装置</th> <th>点検項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>(1) 電源の確認 (2) ガス供給の確認</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>(1) 電源の確認 (2) 純水及びガス供給の確認</td> </tr> <tr> <td>OSF=1照射装置</td> <td>(1) 電源の確認 (2) 純水及びガス供給の確認 (3) UCLの確認</td> </tr> <tr> <td>水カラビット照射装置</td> <td>(1) 電源の確認 (2) 純水及びガス供給の確認</td> </tr> </tbody> </table>	装置	点検項目	キャプセル照射装置	(1) 電源の確認 (2) ガス供給の確認	BOCA照射装置	(1) 電源の確認 (2) 純水及びガス供給の確認	OSF=1照射装置	(1) 電源の確認 (2) 純水及びガス供給の確認 (3) UCLの確認	水カラビット照射装置	(1) 電源の確認 (2) 純水及びガス供給の確認	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備 7.3 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1025 268 1861 735"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>水カラビット照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>OSF=1照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>その他の設備 (省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>切断装置</td> <td>2基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>ハンドリングツール</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル運搬台車</td> <td>1台</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		(省略)	キャプセル照射装置	1式	(省略)	水カラビット照射装置	1基	(省略)	OSF=1照射装置	1基	(省略)	BOCA照射装置	1基	(省略)	その他の設備 (省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	(省略)	ハンドリングツール	1式	(省略)	キャプセル運搬台車	1台	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	<p>使用変更許可において照射設備を削除したため齟齬はない。</p>
装置	点検項目																																												
キャプセル照射装置	(1) 電源の確認 (2) ガス供給の確認																																												
BOCA照射装置	(1) 電源の確認 (2) 純水及びガス供給の確認																																												
OSF=1照射装置	(1) 電源の確認 (2) 純水及びガス供給の確認 (3) UCLの確認																																												
水カラビット照射装置	(1) 電源の確認 (2) 純水及びガス供給の確認																																												
使用設備の名称	個数	仕様																																											
照射設備		(省略)																																											
キャプセル照射装置	1式	(省略)																																											
水カラビット照射装置	1基	(省略)																																											
OSF=1照射装置	1基	(省略)																																											
BOCA照射装置	1基	(省略)																																											
その他の設備 (省略)	(省略)	(省略)																																											
切断装置	2基	(省略)																																											
ハンドリングツール	1式	(省略)																																											
キャプセル運搬台車	1台	(省略)																																											
(省略)	(省略)	(省略)																																											
<p>別表第8—照射設備の停止後点検（第15条関係）—</p> <table border="1" data-bbox="159 853 797 1193"> <thead> <tr> <th>装置</th> <th>点検項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>(1) 電源断</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>(1) ポンプ停止 (2) 電源断</td> </tr> <tr> <td>OSF=1照射装置</td> <td>(1) ポンプ停止 (2) 電源断</td> </tr> <tr> <td>水カラビット照射装置</td> <td>(1) ポンプ停止 (2) 電源断</td> </tr> </tbody> </table>	装置	点検項目	キャプセル照射装置	(1) 電源断	BOCA照射装置	(1) ポンプ停止 (2) 電源断	OSF=1照射装置	(1) ポンプ停止 (2) 電源断	水カラビット照射装置	(1) ポンプ停止 (2) 電源断	<p>7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備 7.3 使用施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1025 885 1861 1353"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照射設備</td> <td></td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル照射装置</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>水カラビット照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>OSF=1照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>BOCA照射装置</td> <td>1基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>その他の設備 (省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>切断装置</td> <td>2基</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>ハンドリングツール</td> <td>1式</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>キャプセル運搬台車</td> <td>1台</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	使用設備の名称	個数	仕様	照射設備		(省略)	キャプセル照射装置	1式	(省略)	水カラビット照射装置	1基	(省略)	OSF=1照射装置	1基	(省略)	BOCA照射装置	1基	(省略)	その他の設備 (省略)	(省略)	(省略)	切断装置	2基	(省略)	ハンドリングツール	1式	(省略)	キャプセル運搬台車	1台	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	<p>使用変更許可において照射設備を削除したため齟齬はない。</p>
装置	点検項目																																												
キャプセル照射装置	(1) 電源断																																												
BOCA照射装置	(1) ポンプ停止 (2) 電源断																																												
OSF=1照射装置	(1) ポンプ停止 (2) 電源断																																												
水カラビット照射装置	(1) ポンプ停止 (2) 電源断																																												
使用設備の名称	個数	仕様																																											
照射設備		(省略)																																											
キャプセル照射装置	1式	(省略)																																											
水カラビット照射装置	1基	(省略)																																											
OSF=1照射装置	1基	(省略)																																											
BOCA照射装置	1基	(省略)																																											
その他の設備 (省略)	(省略)	(省略)																																											
切断装置	2基	(省略)																																											
ハンドリングツール	1式	(省略)																																											
キャプセル運搬台車	1台	(省略)																																											
(省略)	(省略)	(省略)																																											

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>別表第9 削除</p> <p>別表第10 削除</p> <p>別表第11 削除</p> <p>別表第1-2-6 核燃料物質の年間予定使用量（第2-0-2-2条関係）（変更なし）</p> <p>別表第1-3-7 放射線測定機器の測定箇所及び使用方法（第3-3-3-1条関係）（変更なし）</p> <p>別表第1-4-8 放射線測定機器の設置箇所及び使用方法（第3-3-3-1条関係）（変更なし）</p> <p>別表第1-5-9 放射線測定機器の警報装置の作動条件（第3-4-3-2条関係）（変更なし）</p> <p>別図（その1）（変更なし）</p>		

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<div data-bbox="152 842 181 1305" data-label="Text" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 68px; top: 528px;">別図(その2) JMTR居室実験室1階平面図</div> 	<p data-bbox="1003 201 1397 225">図7.1-11 居室実験室建家1階平面図</p>	<p data-bbox="1890 201 2107 376">使用変更許可では、X線装置室削除に伴い()書きで記載しているため齟齬はない。</p>

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">別図(その3) JMTTR照射準備室及び燃料管理室平面図</p> 	<p>図7.1-12 照射準備室建家平面図</p>	<p>使用変更許可では、X線装置室削除に伴い()書きで記載しているため齟齬はない。</p>
<p>別図(その4)～別図(その13) (変更なし)</p>		